

## あきた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

### 1 あきた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への支援については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年度に「あきた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「あきた P F」という。）を設置し、官民が協働して秋田県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめや進捗管理等を統括し、令和 6 年度まで集中的な支援に取り組んできた。

今般、骨太の方針 2024 において、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、あきた P F においても本方針に沿って、対象者を「就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）」に拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいくこととする。

については、あきた P F の名称を改め、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことを目的に「あきた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「秋田県協議会」という。）を設置することとする。

### 2 構成員

秋田県協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙の機関とする。

なお、個別の市町村、民間就労支援機関やひきこもり家族会等については、必要に応じてオブザーバーとして参加を求めることとする。

### 3 構成員の役割

構成員の役割は、下記のとおりとする。

#### (1) 行政機関、支援機関

##### ①秋田労働局（職業安定部職業安定課）

- ・秋田県協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知広報

##### ②秋田県（産業労働部雇用労働政策課）

- ・秋田県協議会取りまとめ事務局（副担当）
  - ・事業実施計画の策定取りまとめ（副担当）
  - ・実施事業の進捗管理（副担当）
  - ・福祉と就労をつなぐ管内市町村のプラットフォーム（以下「市町村P F という。）との連絡調整
  - ・各種支援策の周知広報
- ③秋田県（あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、健康福祉部地域・家庭福祉課、障害福祉課）
- ・市町村P F との連絡調整
  - ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
  - ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握検討
  - ・市町村P F の好事例の把握と展開
  - ・各種支援策の周知広報
- ④市町村（秋田市）
- ・意見、提案、好事例の把握と報告及び展開
  - ・各種支援策の周知広報
- ⑤支援機関（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部、(社福)秋田県社会福祉協議会、経済産業局、ハローワーク秋田）
- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
  - ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
  - ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人の確保
  - ・職業訓練の充実
  - ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
  - ・好事例の把握と展開
  - ・各種支援策の周知広報
  - ・その他、中高年世代の支援に係る施策の提案

## （2）経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験機会の確保の働きかけ処遇改善等の企業への働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策の周知広報
- ・関係業界、団体への協力要請

- ・その他、中高年世代の支援に係る施策の提案

#### 4 秋田県協議会における取組事項

秋田県協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

##### (1) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう秋田県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

##### (2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

###### ① 不安定な就労状況にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

###### ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者
- ・就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で就職活動に至っていない者等

###### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者、生活困窮に陥っている者など就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

##### (3) 目標、K P I（注）の設定及び事業実施計画の策定

※（注）重要業績評価指標（**Key Performance Indicator**）の略。目標達成度合いを図る補助指標のこと。

###### ① 秋田県協議会における目標、K P Iについては、適切なものを検討のうえ設定する。

###### ② 目標、K P Iを達成するため、事業実施計画を策定する。

###### ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については、厚生労働省に示される参考値等を踏まえ、策定する。なお、計画期間の途中の段階で到達すべき目安を設定し進捗管理を行う。

(4) 市町村P Fとの連携について

秋田県は、各市町村P Fの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

5 会議運営について

(1) 上記の協議を行うため、年2回を目安に秋田県協議会を開催する。

(2) 秋田県協議会に座長を置き、秋田労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

秋田県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和7年10月28日から施行する。

## あきた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区 分	構 成 員 (機関・団体名)
経済団体	秋田県商工会議所連合会
	秋田県商工会連合会
	秋田県中小企業団体中央会
	一般社団法人 秋田県経営者協会
労働団体	日本労働組合総連合会秋田県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部
	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
	ハローワーク秋田
市 町 村	秋田市
行政機関	秋田県あきた未来創造部
	秋田県健康福祉部
	秋田県産業労働部
	東北経済産業局
	秋田労働局職業安定部